

○沖縄県公共工事入札契約適正化委員会運営要領

(趣旨)

第1条 本要領は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則(平成19年沖縄県規則第76号、以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会(以下、「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 県が発注する建設工事等(以下「発注工事等」という。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、意見の具申を行うこと。
- 2 発注工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行い、意見の具申を行うこと。
- 3 次に掲げる事項に係る再苦情処理について調査審議し答申を行うこと。
 - (1) 入札及び契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けらるるものに係るものを除く。)に係る事項
 - (2) 指名停止又は警告若しくは注意の喚起に係る事項
- 4 入札及び契約手続に係る談合その他の不正に関し調査審議し答申を行うこと。

(会議)

第3条 委員会の会議は、定例会議と随時会議とする。

- 2 定例会議は、原則として4か月に1回開催する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、随時会議を開くものとする。
- 4 会議は原則として非公開とし、会議の概要を公表するものとする。

(抽出事務の委任)

第4条 委員会は、第2条第2号に規定する工事の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

(意見の具申)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由、経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、公表するものとする。

(意見の聴取)

第6条 規則第5条に基づく意見を聴取する者の選出は、あらかじめ各委員の意見を聞いて、委員長が決定する。

2 意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を選定部長に報告する。

3 前項の報告は、再苦情処理の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、平成21年2月10日から適用する。